

## 短期給付からのお知らせ

# 医療費支払いのしくみ



組合員や被扶養者の皆さまが保険医療機関(病院・薬局等)で組合員証・被扶養者証等を提示して受診し、医療費の一部を窓口で支払います。

医療機関等は残りの医療費を共済組合に請求しますが、その請求方法は、1人1月1件の診療報酬明細書を作成し、毎月社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を通して行うことになっています。

支払基金は、診療内容について審査を行い、その後共済組合へ医療費の請求をします。共済組合では資格審査等を行いますので、皆さまが受診してから短期給付金等の処理が終わるまでには約3ヶ月かかります。

共済組合は、組合員の皆さまに納めていただく掛金と各地方公共団体負担金の中から、毎月支払基金に医療費を支払っておりますので、支払う医療費が増加すると皆さまの負担も増加することになります。

組合員や被扶養者の皆さまには特定健康診査の利用、ジェネリック医薬品の活用など、医療費を節約する取り組みにご協力をお願いいたします。

